

※ 転入学・編入学について

●転入学

○受け入れの前提条件

- (1) 生徒及び保護者が和歌山県内に住所を有することが確実であること。
- (2) 学校教育法第一条に定められている高等学校に在籍していること。
- (3) 一家転住等、正当な理由があること。
- (4) 前籍校と本校の教育課程に大きく差異がなく、本校の卒業に必要な単位を修得する見込みのあること。
- (5) 定員等、本校において、教育上支障のないこと。

以上の条件を勘案し学校長の承認を受けた者で試験を実施し、本校生徒と同等と認められた場合、転入学を許可します。

○学力検査等

- (1) 学科試験（国語・数学・英語）
- (2) 作文
- (3) 面接

○必要書類

- (1) 転入学願
- (2) 転学照会
- (3) 在学証明書
- (4) 単位修得証明書、または単位数が記入されている成績証明
- (5) 教育課程表
- (6) 転学照会理由詳細説明

○受付の時期

転入学・編入学は、原則として、2月中旬に実施し決定する。

●編入学

学年に相当する年齢以上に達し、当該学年の者と同等の学力があると認められた者で、転入学の受け入れ条件(前提条件)(1)を満たす者に対して、学校長が試験等を実施したうえで、編入学を許可します。